

別表（第3条関係）

区分	使用料の額
土地（年額）	使用する土地の前年度の固定資産税評価額に100分の4を乗じて得た額。ただし、電柱類を設置する場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の規定の例により算定した額とする。
建物（年額）	使用する建物の前年度の固定資産税評価額に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建て面積相当の土地使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額
自動販売機、現金自動支払機その他これらに類するもの（年額）	使用する面積1平方メートル当たり11,429円。ただし、使用する面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その使用する面積を1平方メートルとする。
その他	荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）別表の規定の例により算定した額
上記の区分により難い特殊な使用についての使用料は、市長が別に定める。	